

令和7年度 上半期 1者随意契約一覧表(事業部)

No.	所管課	契約案件名	契約の相手方		契約期間 履行期限	契約金額(円)	1者随意契約の理由	地方自治法 施行令 第167条の2
			名称	所在地				
1	建設課	公共事業設計積算共同利用システム利用契約	(公財)佐賀県建設技術支援機構	佐賀市 鍋島町 森田 912	R7.4.1 ~ R8.3.31	769,664円	本システムは佐賀県内の市町共同で利用している統一システムのため、(公財)佐賀県建設技術支援機構と利用契約を締結する必要があり随意契約を行うもの。	2号
2	建設課	令和7年度みやき町筑後川江口地区外堤防等周辺美化委託	NPO法人みやき筑水会	みやき町	R7.5.30 ~ R7.10.31	21,549,539円	地域住民の河川への関心を高め、防災や河川美化への意識を向けるという観点からも、国が推奨するNPO法人と連携して河川の管理をすることが重要である。 そのため、町内にあるNPO法人で、堤防除草等の除草業務を含む美化活動ができる唯一の団体である上記団体と随意契約するものである。	2号
3	建設課	令和7年度道路メンテナンス事業石井橋下部工(A2橋台)設置工事	㈱栗山建設	鳥栖市 立石町 2066-2	R7.9.3 ~ R8.3.25	73,700,000円	令和7年8月8日の入札において、1回目で落札せず、2回目、3回目と再入札を行ったが、予定価格以下での入札がなく不発となった。 については、3回目の最低入札者である上記業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき協議を行い随意契約とした。	8号
4	農林課	令和7年度グリーンパーク香田除草業務委託	香田グリーンパーク推進委員会	みやき町	R7.4.1 ~ R8.3.31	2,360,900円	グリーンパーク香田は、地域住民の健康増進や憩いの場を提供し、地域の連携を深めるために設置されている。 上記委員会は、グリーンパーク香田の維持管理を行う目的で設置された組織で、地域の農業者等が構成員であり、保全管理に適した作業機器等(刈払い機等)を保有し、委託場所の地形に精通している。 これらのことから、上記委員会は当該事業を迅速に且つ、的確に遂行できる組織である。	2号
5	農林課	令和7年度樹木粉碎機保守管理業務委託	公全舎	みやき町 東尾 120-1	R7.4.1 ~ R8.3.31	165,000円	本町で保有している樹木粉碎機はH28年度に公全舎より購入しており、維持管理保守、保管場所、貸出搬入出及び使用に関する必要経費、指導方法に関し、覚書を締結している。また、メンテナンスや部品交換についても早期な対応が可能になるなど、安心した業務運営が図れるため。	6号
6	農林課	令和7年度九千部山横断線管理業務委託	㈱糸山建設	みやき町 原古賀 5217-1	R7.6.10 ~ R7.8.29	2,860,000円	林道九千部山横断線は背振山脈に盛土や切土を行い施工しているため、作業を実施する斜面や法面が急勾配であるうえ、林道の維持管理上、道路及び付帯施設の劣化箇所等の確認・報告業務も兼ねており前年度、前前年度との現地状況の比較も必要となってくるため、現地を熟知した業者に委託することが望ましい。 また、林道九千部山横断線は基幹道でもあり、短期間での業務施工が望まれるため、周辺地形はもとより道路及び付帯施設の状況等に精通し安全かつ速やかに事業を行ってきた実績のある当該業者と1者随契を行う。	6号
7	農林課	令和7年度白壁地区公園倒木撤去業務委託	㈱高柳商会	みやき町 西島 2511-3	R7.6.23 ~ R7.7.18	198,000円	白壁地区公園内において倒木が発生し、公園入口を塞ぐ形で敷地内に倒れ、公園の利用に支障をきたしている。 また、内部腐食による倒木のため樹木の崩壊、落枝や枝の飛散による近隣の住民や通行人への2次被害が想定され、早急な撤去処分を行う必要があると判断されるため地区公園内樹木の剪定・伐採に精通している上記業者との一者随意契約としたい。	5号
8	農林課	令和7年度水源林造成事業除伐・選木業務委託	東部林業㈱	佐賀市 大和町 川上 2878-1	R7.7.11 ~ R8.3.6	1,353,000円	今回の事業は、現場条件の悪い山間部で、保育間伐の計画を策定するため、不要な雑草木の伐採等を行う作業である。植栽木を傷つけず雑草木のみを伐採する必要があり、地形が急峻で起伏が多く、足場の悪い山間部での作業であることから、事故無く、安全に工事を遂行するためには、現地の地形や、危険を伴う機具(刈払い機、長カマ)の取扱い、蜂や毒蛇の生態や防除方法に熟知した作業員を多く確保している必要がある。 また、年度内の事業計画を完了するためにできるだけ短期間で行う必要があることから、水源林造成事業に精通し、以前より当該造林地において急傾斜で起伏の激しい危険な森林内での山林作業を安全に行ってきた実績のある当該業者と1者随契を行う。	6号
9	農林課	令和7年度水源林造成事業保育間伐業務委託	東部林業㈱	佐賀市 大和町 川上 2878-1	R7.7.11 ~ R8.3.6	1,436,600円	今回の事業は、現場条件の悪い山間部で、保育間伐(伐倒)を行うものである。植栽木を傷つけず伐倒する必要があり、地形が急峻で起伏が多く、足場の悪い山間部での作業であることから、事故無く、安全に工事を遂行するためには、現地の地形や、危険を伴う機具(刈払い機、長カマ)の取扱い、蜂や毒蛇の生態や防除方法に熟知した作業員を多く確保している必要がある。 また、年度内の事業計画を完了するためにできるだけ短期間で行う必要があることから、水源林造成事業に精通し、以前より当該造林地において急傾斜で起伏の激しい危険な森林内での山林作業を安全に行ってきた実績のある当該業者と1者随契を行う。	6号
10	農林課	令和7年度団体営農地防災事業防災重点農業用ため池地震耐性評価(うち地質調査を除く)業務委託	ジーアンドエスエンジニアリング㈱ 佐賀営業所	佐賀市 高木瀬西 2-15-19	R7.7.11 ~ R8.3.13	28,976,200円	本事業は令和6年度に前倒し実施した地震耐性評価業務の継続事業であり、うち地質調査業務については、令和6年度において上記業者が請け負っており事業を完了している。本事業内容は地震耐性評価のうち地質調査に続く解析・測量・設計業務であり、地質調査業務の結果において、解析を行うものであるため同一の事業者であることが、評価の一連性を確保するうえで重要であるため、1者随意契約とする。	6号
11	農林課	令和7年度農道橋裏参宮橋橋梁点検業務委託	国際技術コンサルタント㈱ みやき営業所	みやき町 天建寺 1475-1	R7.7.24 ~ R7.12.26	1,914,000円	本事業は道路法第42条の規定に基づき5年毎に実施を義務付けられた橋梁点検業務であり、令和2年度に実施した橋梁点検・個別施設計画(10年)策定業務の中間評価でもあるため、同一の事業者であることが、評価の一貫性を確保するうえで重要であることから、1者随意契約とする。	6号
12	下水道課	令和7年度みやき町浄化センター及びマンホールポンプ維持管理業務	㈱第一環境整備事業所	みやき町 養原 3948-1	R7.4.1 ~ R8.3.31	41,844,000円	「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の合理化に関する特別措置法」(昭和50年5月23日法律第31号)の趣旨を尊重し、別紙(写)のとおり協定書を締結している。 よって、協定書に基づき公共下水道処理施設の保守点検業務については、㈱第一環境整備事業所と随意契約を締結する必要がある。	2号

令和7年度 上半期 1者随意契約一覧表(事業部)

No.	所管課	契約案件名	契約の相手方		契約期間 履行期限	契約金額(円)	1者随意契約の理由	地方自治法 施行令 第167条の2
			名称	所在地				
13	下水道課	令和7年度 みやき町浄化センター脱水 汚泥運搬業務委託	㈱第一環境整備事業所	みやき町 養原 3948-1	R7.4.1 ~ R8.3.31	13,200円/t	①「みやき町浄化センター」の維持管理業務委託 契約の相手方であるため汚泥処理施設について も状況を把握している。 ②県の産業廃棄物収集運搬の許可業者である。 ③町内の業者であり緊急時でも、迅速に対応がで きると判断できる。 ④「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理等の 合理化に関する特別措置法」(昭和50年5月23日 法律第31号)の趣旨を尊重し、別紙(写)のとおり 協定書を締結している。	2号
14	下水道課	令和7年度 みやき町浄化センター脱水 汚泥処分業務	A:㈱環境開発センター B:㈱鳥栖環境開発 総合センター	A: 神崎市 神崎町 志波屋 1738-1 B: 鳥栖市 轟木町 929-2	R7.4.1 ~ R8.3.31	17,600円/t	基本的要件を満たす業者として上記2者を選定し たが、業務期間において、以下の理由により脱水 汚泥の分割搬出を行う必要が生じた。業務の遂行 において請負業者が特定されるため、両者と一 者随契約を行うものである。 【基本的要件】 ①産業廃棄物処分業の許可業者であること。 ②環境面の配慮や地場産業との連携が保たれ ている。 ③鳥栖・三神地区に処理施設があること。 【理由】 (A)本町の脱水汚泥予定数量を受け入れる施設 を有するが、令和7年度において、処分場の改修 工事を予定しており、工事期間中は、脱水汚泥を 受け入れることは困難である。 (B)鳥栖市下水道の脱水汚泥処分を請負って おり、施設規模において本町の予定数量の全部を 受け入れることは困難である。 ※上記理由により、令和7年度においては、(A)へ 搬出することとするが、(A)の改修工事期間にお いては、(B)に搬出する。	2号
15	下水道課	令和7年度 みやき町下水道関連事業 公営企業会計システム運用 保守業務	三谷コンピュータ㈱	福井県 坂井市 丸岡町 熊堂 第3号 7-1-13	R7.4.1 ~ R8.3.31	1,188,000円	本町下水道事業については、令和6年4月の公営 企業会計移行時において、財務会計システムを三 谷コンピュータ㈱が開発した「e-CLEAR」を導入し た。 下水道事業の会計は、町の会計システムから分 離し、独自に財務事務を行うため、データ管理、シ ステム保守等が必要である。保守業務を行う事業 者においては、ソフトウェアを開発した業者が、シ ステムの運用において最も適していることから、上 記業者を選定した。	2号
16	下水道課	令和7年度 上地高柳地区農業集落排水 処理施設保守点検業務	㈱第一環境整備事業所	みやき町 養原 3948-1	R7.4.1 ~ R8.3.31	4,259,999円	「下水道整備に伴う一般廃棄物処理事業等の合 理化に関する特別措置法」の趣旨を尊重し、上記 業者と農業集落排水施設の維持管理及び汚泥処 理、中継ポンプ槽・管路の管理点検、清掃等を業 務委託する協定書を締結しているため。	2号
17	下水道課	令和7年度 浄化槽整備推進事業における 浄化槽汚泥引抜運搬及び 清掃業務	㈱第一環境整備事業所	みやき町 養原 3948-1	R7.4.1 ~ R8.3.31	68,442,555円	みやき町内における浄化槽汚泥運搬業務許 可業者は、上記の業者のみのため。	2号
18	下水道課	令和7年度 養原地区農業集落排水 処理施設保守点検業務	㈱第一環境整備事業所	みやき町 養原 3948-1	R7.4.1 ~ R8.3.31	10,169,643円	「下水道整備に伴う一般廃棄物処理事業等の合 理化に関する特別措置法」の趣旨を尊重し、上記 業者と農業集落排水施設の維持管理及び汚泥処 理、中継ポンプ槽・管路の管理点検、清掃等を業 務委託する協定書を締結しているため。	2号
19	下水道課	令和7年度 みやき町浄化センター水質 分析業務	(一財) 佐賀県環境科学検査協会	佐賀市 光 1-1-2	R7.4.10 ~ R8.3.31	1,760,000円	本業務については、流入水及び放流水における 水質分析をはじめ、ダイオキシン類等の特殊な分 析を行うものであり、特殊設備・専門知識及び技術 が必要である。特に水質分析は、科学的・生物的 変化を伴うことから、採取検体の迅速な分析が必 要であるため、採取地から検査地までの距離及び 時間が長くないよう求められる。 これらを踏まえ、以下の要件を満たす者が特定さ れるため、1者による随意契約を行うものである。 <選定要件> ・汚水処理場や上水道施設の水質分析における 実績 ・ダイオキシン分析施設や技術者の配置 ・現地までの距離や時間(20km以内) ・信頼性(佐賀県の出資団体である)	2号
20	下水道課	上地高柳クリーンセンター No.1微細目スクリーン修繕 業務	新明和工業㈱	福岡市 博多区 豊 1-9-43	R7.6.27 ~ R7.10.31	1,562,000円	上地高柳クリーンセンターの微細目スクリーンの ブリーチのずれのため機能が低下しており、機械 の故障や寿命を縮める要因にもなる。そのため早 急に復旧しなければならず、設置した業者であ れば修理に関して十分な知識を有し、適正かつ短 期間での修理が可能であるため。	2号
21	下水道課	令和7年度 みやき町浄化センター嫌気槽 機能回復脱水汚泥処分業務	㈱三協環境開発	武雄市 北方町 志久 815-1	R7.7.4 ~ R7.9.30	汚泥処分費 15,000円/t 産業廃棄物税 160円/t	公共下水道の汚泥は産業廃棄物のため、汚泥 の処分を行うには、県の産業廃棄物収集運搬及び 処分業の許可業者であることが必要である。 また、鳥栖・三神地区の処理施設では汚泥の受 入ができないことから、みやき町浄化センター から最も近距離にある上記処理施設が最適であ る。	6号
22	下水道課	令和7年度 みやき町浄化センター嫌気槽 機能回復脱水処理及び汚泥 運搬業務	㈱第一環境整備事業所	みやき町 養原 3948-1	R7.7.4 ~ R7.9.30	861,850円	浄化センターの維持管理を委託している上記の 業者が施設を熟知しているため、作業を円滑に進 めることができ施設の維持管理と合わせて作業す ることにより、費用を安くすることが期待できる。 また、公共下水道の汚泥は産業廃棄物であり、 汚泥の収集運搬、処分を行うには、県の産業廃 棄物収集運搬及び処分業の許可業者であることが 必要であるため。	6号
23	下水道課	みやき町浄化センター 水処理棟内配管詳細設計 業務委託	㈱日新技術コンサルタント みやき出張所	みやき町 江口 2042-1	R7.7.22 ~ R7.8.29	2,310,000円	本業務は、浄化センター水処理棟内部の放流設 備についておこなう設計業務である。 (株)日新技術コンサルタントは、本町の浄化セン ターの基本設計から詳細設計、施工監理まで全 て一貫して行った実績があり、場内配管の接続先 である場外放流設備についても設計をおこなって いるため、接続部の高さや位置、設計内容を熟知 していることから作業工程の短縮、精度の高い成 果が期待できるため。	6号

令和7年度 上半期 1者随意契約一覧表(事業部)

No.	所管課	契約案件名	契約の相手方		契約期間 履行期限	契約金額(円)	1者随意契約の理由	地方自治法 施行令 第167条の2
			名称	所在地				
24	下水道課	令和7年度 みやき町公共下水道事業 計画変更設計業務および 都市計画事業認可申請図書 作成業務委託	㈱日新技術コンサルタント みやき出張所	みやき町 江口 2042-1	R7.8.25 ~ R8.3.6	9,449,000円	本業務は令和8年3月31日までとなっている下水道事業計画の事業期間を5年延伸するにあたり、佐賀県へ提出する事業計画変更協議申出書を作成するための業務委託である。 これまで全ての事業計画及び事業計画変更の業務を株式会社日新技術コンサルタントが作成しており、これまで作成した情報を基に本業務をおこなうことから、本町の事業計画を熟知している同業者に委託することで作業工程の短縮が図られ、精度の高い成果が期待でき、費用を安く抑えることができるため。	2号
25	下水道課	令和7年度 みやき町浄化センター 管理棟UPS更新	鹿島環境エンジニアリング㈱	東京都 港区 元赤坂 1-5-31	R7.9.8 ~ R7.12.26	1,408,000円	みやき町浄化センター管理棟内のUPSは、遠隔操作用端末、計装器、大型モニター等の水処理棟の監視・操作を行う機器が停電などによって電力が断られた場合でも電力を供給し続けるための電源装置である。 今回このUPSが故障し、早急にUPS更新を行わなければ浄化センター停電時に水処理棟の監視・操作を行うことができなくなる恐れがある。 浄化センター建設時に機器を設置した上記業者であれば、浄化センター内の複雑な電力系統を把握しており、業務を適切かつ迅速に進めることができるため。	2号
26	下水道課	令和7年度 みやき町公共下水道管路 施設修繕業務	㈱第一環境整備事業所	みやき町 養原 3948-1	R7.9.22 ~ R8.2.27	1,925,000円	今回の修繕業務は、マンホール内の梯子取替、蓋取替および中間スラブ修繕業務である。 修繕を行うマンホールは7m以上の深さがあり、硫化水素や酸欠防止等の対策を講じながら作業を行わなければならないため、定期的な維持管理業務を行っている上記の業者が現場を熟知しており、作業を円滑に進めることができるため。	2号
27	下水道課	令和7年度 公共下水道法定点検業務委託	㈱第一環境整備事業所	みやき町 養原 3948-1	R7.9.22 ~ R8.2.27	1,254,000円	下水道法施行令第五条の十二第一項第三号に基づき、下水道施設において腐食するおそれが大きい排水施設は5年に1回以上の頻度で点検を行うことが義務付けられている。 腐食するおそれが大きい排水施設は、硫化水素や酸欠防止等の対策を講じながら作業を行わなければならないため、定期的に維持管理業務を行っている上記の業者が現場を熟知しており、作業を円滑に進めることができるため。	2号
28	まちづくり課	令和7年度 みやき町通学支援バス 運行管理業務委託	㈱ジョイックス交通	神崎市 千代田町 迎島 547-8	R7.4.8 ~ R8.3.31	23,678,054円	本町の実施している通学支援バスについては、平成28年より運行を開始している。運行方法としては、令和5年度までは直営で2路線を運行していたが、令和6年度からは使用していたバスの老朽化、バス運転手の任期切れによる不足等の理由により、1路線に集約し、運行を業務委託し実施している。また業者の選定においては令和6年2月に公募型プロポーザルを実施し、今回契約予定である㈱ジョイックス交通を選定している。 令和7年度の通学支援バス運行管理業務委託契約については、1者随意契約とするがその理由については、下記のとおりである。 理由1 近隣において大型バスの貸し切り業務を実施できる事業者が1者に限られるため。 利用者数については、令和6年度では1便に最大45名程度が乗車することがあり、大型バスによる運行が必須となるが、大型バスの貸し切り業務を実施できる業者は近隣では当該事業者1者のみある。 理由2 契約金額について、当該事業者よりも安価な事業者が存在しないため。 貸し切りバスの利用料金については、時間単価、キロ単価の基準額がバスのサイズごとに国において決められており、車庫から出て業務を行い、車庫に戻るまでの走行距離及び運行時間を当該下限金額で算出した金額に運行日数を乗ずることにより算出される。当該事業者は、国が定める下限基準額による料金算定を提示しており、車庫からの運行距離及び運行時間についても運行バスの車庫の位置が貸し切りバス事業者の中で、本町から最も近い場所にあるため、運行距離、運行時間が最も短くなる。 よって、当該事業者より安価な事業者は存在しない。 また当該事業者は、令和6年度において当該業務を遂行した実績があり、かつ他自治体においても、路線バス、貸し切りバス事業を行っており本業務を行うにあたり十分な経験及び知識を有している。	2号
29	産業支援課	chiicaサービスの提供及び 電子地域通貨発行事業 業務委託	㈱トラストバンク	東京都 品川区 上大崎 3-1-1	R7.4.1 ~ R8.3.31	98,832,000円	地域通貨みやきpayを発行・管理するために、令和4年6月から㈱トラストバンクのプラットフォームサービス(chiica)を利用している。 当該選定時には、近隣上峰町を含む全国の地方自治体等で地域通貨事業の導入実績を有し、類似サービスを提供する事業者の中でカード発行による全町民を対象とする事業に対応している等、本町が目指す事業に合致する唯一の業者であった。 現在は全国50以上の地方自治体等で導入実績を有する。 同サービスを継続して利用することで、カードの作成費・郵送料等の費用が抑えられるほか、これまで蓄積してきたデータ等をそのまま活用できる。 また、住民及び加盟店が操作に慣れており、スムーズに使用できる。 このことから、㈱トラストバンクが提供するプラットフォームサービス(chiica)を利用することが最適であると判断する。	2号
30	産業支援課	令和7年度 みやき町観光アドバイザー 業務委託	中原 卓則	佐賀市	R7.4.1 ~ R8.3.31	1,432,543円	本業務は、観光事業の総合的な計画・推進及び実施を図るため、専門的知識及び経験を有する者から適切なアドバイスを受けるものである。 このため、本業務の受託業者は、みやき町及び近隣市町の観光素材や資源を熟知している必要があり、町内で長きにわたり公民館長として各種イベントに参加され、史跡への造詣も深く、その企画力や経験は「観光ガイド」を育成するうえで上記事業者でなければ成しえない。 以上の理由により、上記事業者と1者随意契約するものである。	2号

令和7年度 上半期 1者随意契約一覧表(事業部)

No.	所管課	契約案件名	契約の相手方		契約期間 履行期限	契約金額(円)	1者随意契約の理由	地方自治法 施行令 第167条の2
			名称	所在地				
31	産業支援課	令和7年度 みやき町観光アドバイザー 業務委託	井手 裕	みやき町	R7.4.1 ~ R8.3.31	806,568円	本業務は、観光事業の総合的な計画・推進及び実施を図るため、専門的知識及び経験を有する者から適切なアドバイスを受けるものである。 このため、本業務の受託業者は、みやき町及び近隣市町の観光素材や資源を熟知している必要があり、町内で長きにわたり旅行代理店を営み、史跡への造詣も深く、その企画力や経験は「観光ガイド」を育成するうえで上記事業者でなければ成しえない。 以上の理由により、上記事業者と1者随意契約するものである。	2号
32	産業支援課	令和7年度 みやき町地域おこし事業 アドバイザー業務委託	ペルル(有)	大阪市 中央区 大手通 1-1-8 -1403	R7.4.1 ~ R8.3.31	1,320,000円	本業務は、行政の縦割りや官民学の枠を超えた施策融合による効果的運用を実践することにより、町の特産品の発掘や地域資源の振興を図るため、総合的な計画・推進及び実施などに対するアドバイスをいただき、事業を円滑に進展させることを目的とする。 上記事業者が持つ専門知識やスキルは上記の業務理念にマッチしており、現在遂行中のオーガニックビレッジ構想のアドバイザーとしても、計画当初から携わっており唯一熟知されている。その信頼度は高く、他に業務ができる業者がいない。 以上の理由により、上記事業者と1者随意契約するものである。	2号
33	産業支援課	令和7年度 寒水川山田水辺公園管理 委託契約	山田区長	みやき町	R7.4.1 ~ R8.3.31	888,900円	当該施設は、佐賀県・中原町・山田区との間で寒水川水辺空間創出事業管理協定により設置されている。 上記団体は当該施設の所在区でもあり、管理を委託することで、河川とその地域の河川愛護や県民協働の観点や安全管理に適した作業機器等を保有し委託場所の地形に精通しており、本事業に係る施設が適切に管理されるため。	2号
34	産業支援課	令和7年度 みやき町消費生活相談 業務委託	NPO法人 消費生活相談員の会さか	佐賀市 天神 3-2-11	R7.4.1 ~ R8.3.31	1,375,952円	本事業の実施には被害者の速やかな救済及び解決が求められるため、専門的な知識が必要であり、事業の実施には機密性が極めて高い要配慮個人情報を含み、業務の委託先には高い専門性と信頼性が求められる。 上記法人は消費生活に関する様々な相談に応じ、消費者被害の救済、消費者啓発及び地域安全に努める目的のNPO法人として設立され、佐賀県消費生活センターはじめ県内市町の消費生活相談窓口の相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、相談員経験者等で構成されている県内唯一の消費生活に関する専門家の組織である。 これらの点において、同法人は本事業を実施するうえで必要な要件を具備しており、適切な実施が確保できると認められるため、同法人と1社随意契約するものである。	2号
35	産業支援課	令和7年度 寒水川山田水辺公園 仮設トイレ設置業務	㈱ワールドシェアセリング	福岡市 博多区 博多駅前 2-1-1	R7.7.1 ~ R7.12.8	1,541,320円	本事業は山田地区の要望により令和4年度からグリーンパーク特別会計にて実施しており、令和6年度から一般会計に予算計上している。 事業者選定において、国土交通省が仕様を設けた「快適トイレ」と呼ばれる「洋式便座&水洗機能付きの衛生面において清潔で、照明設備や二重ロック扉など設備を付したものを」を提供できる事業者は国内に数社あるが、①汚物を貯留槽など別タンクに溜める方式で、汚水汲み取り時にニオイが利用者に伝わりにくい方式【汚水圧送ポンプを活用して粉砕した汚物を別タンクに貯める方式】を採用していること、②女性専用などレイアウト対応が可能であること、またコスト面を考慮する際に③水辺公園河川プール利用時期及び開園時期に対応できる移動が可能な「ユニット式」を備え、且つ④「レンタル」にて対応できることを条件とし、4つの条件を満たす事業者は北部九州管内に、株式会社ワールドシェアセリングの1社であり、長崎県佐世保市において実績(別紙)があることも踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないものをする)に基づき随意契約とした。	2号